

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO120

発行責任者 畑中 正好

発行日 2017年1月10日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内 TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

新年おめでとうございます

9月に和歌山で全国大会

参加と運営にご協力を

共同代表 松井和夫

新年あけましておめでとうございます。
新しい年を迎え、みなさんそれぞれの抱負や希望を胸に、前向きにいろいろと活動を計画されていること存じます。

その20年という節目の今年9月2日(土)と3日(日)に第24回国市民オンブズマン和歌山大会が県民文化会館で開催されます。全国の、また、会員の皆様をはじめ地元市民の方々が多数参加されることを期待しています。さらに会員の皆さまには当日までの準備、当日の

最高裁で政務調査費の画期的判決確定

と地方自治法で決められており、条例で政調費の用途を制限することはできるが、勝手に拡大希釈することはできない

② 事務所の賃借料は「事務所費」であっても「事務費」ではない

③ 事務所費と自動車リース料は基本的に政調費の支出対象として想定されておらず、「議員の調査研究に資するため必要な経費」である

私たち「市民オンブズマンわかやま」は、今年4月で結成20年になります。その間皆さまのご協力とご支持を

頂きながら継続的に活動し、公費の透明化や不適正支出された公金の返還など着実に成果を上げてきたと自負しております。

昨年末、最高裁で、政務調査費に関する名古屋高裁の画期的な判決が確定しました。それによると、



① 政調費の用途は「議員の調査研究に資するため必要な経費」

全国オンブズ和歌山大会

日程 9月2日(土)

3日(日)

場所 和歌山県民文化会館

ことを個別具体的に主張立証しない限り政調費とは認められないというものです（判決の詳しい解説やリンクは当会HPの「資料室」に掲載）。

政活費（H25年度より名称変更）は選挙活動や後援会活動の費用を賄うためではないという市民からみれば極めて常識的な判決といえます。

今まで「単に領収書だけ提出」すれば、その活動内容は問われず、二七の領収書や歯磨きの購入など明らかに政務と無関係なもの以外は不適正支出を見つけないことは極めて困難でした。税金で必要経費を補てんするのなら、その活動内容が議員の調査研究に資するた

め必要な経費」であるか否かを可視化する必要があります。

政活費不正支出の追及より一層強化

今回確定した判決は画期的な前進であり、もちろんこの判例は和歌山にも当てはまるものです。これに基づ

き和歌山でも政活費のより一層の不適正支出の追及と、議会への政活費の支出手続きの見直しを求めていきたいと考えています。



情報公開に関して、和歌山県は全国的に見てもまだ県の姿勢は後向きで遅れているといわざるを得ません。

是非会員に！

今年も、公金の無駄遣いを許さないという気持ちで皆さまと共に監視を続けていきます。

そのためにも新しい会員が必要で。未入会の方は是非ご入会下さい。会員の方は周囲の方に入会を呼びかけてください。



ありがたい仁坂知事の反論

政調費返還請求

時効10年と主張

この度、仁坂知事は、私達が訴えている政調費裁判で、議員に対する返還請求権の時効が10年とする主張を行って反論してきました。これはありがたい主張と私は考えています。

私達の請求は、各議員に対しては、時効5年を前提に過去5年を超えていない不正支出金の返還請求を行い、仁坂知事には、時効になった11議員全員の過去5年を超える6年目の約1年分（7年目の約2年分も1人ある）の損害を賠償するよう求めています。そしてそれを超える過去分は返還や賠償請求も諦める形になっています。

しかし、知事がいう時効10年に乗っかれば、諦めることなくすべて、議員に返還請求できることとなります。すると、時効5年に固執せず時効10年説に乗っかる方が県政・県民にとっては利益になることといえます。ただ、議員の皆さんにはお気の毒というべきこととなりますが、いかにせん知事のお考えです。

知事の時効10年説がありがたいというのはそう言うことからです。

（畑中正好）



県議政活費の領収書等

当会ホームページに公開

当会は、昨年12月21日に、和歌山県議が平成25年度に使用した政務活動費（政活費）に関する収支報告書とそれに添付される領収書等の証拠資料を当会のホームページ（HP）に公開し、県民みなさんに広く、それら資料のチェックと、チェックして抱いた意見や感想の応募を呼びかけました。

当会の陳情にもかわらねず、12月議会が終わっても政活費に関する領収書等の議会HPへの公開が検討段階にも至っていないということから、募金の協力のもと開示をうけていた平成25年度の県議の領収書等を当会HPに公開することにしました。

用途の透明 要望の数々

私達は、領収書が添付される前から、領収書等の添付

海外及び県外視察報告書の作成と添付、会計帳簿の添付、収入額に対応した支出額報告への改善などを求めてきました。とりわけ、一昨年12月、領収書等が添付されるようになったH25年度分において、私達の住民監査請求を受けた森れい子県議が、その全額を返還（モングル視察費）したこと

務づけたけだけでは不十分であるとして、特前記との要望を行いました。また、昨年11月10日、全国市民オンブズから、領収書等の議会HPへの公開が用途の透明化に必要不可欠であるとして、その陳情を地方自治体に行う全国一斉行動の呼びかけにこたえて、和歌山県・市にその旨の陳情を行いました。

海外視察報告書 作成と提出 県議会義務化

そうしたことの背景に和歌山県議会は、本年度から、海外視察報告書の

作成と提出を義務化することになりました。しかし、HPの公開は、検討段階にも至っていないという状況の元では、地方自治法100条16項において議長に努力を求めている用途の透明性の確保が未だ不十分であると言わざるを得ません。

やましいことが なければ何の支 障もない公開

地元の上野ブズマンからネット公開の陳情を受けた鳥取県議会では、12月7日に、全証拠資料を公開することを決めたことが報じられていまし



県議会へ陳情



県民目線でチェックされた 意見・感想をお寄せ下さい !!

た。決める際、「県民感
覚からすれば公開した方
がよい」「何もやましい
ことはない」との声が上
がり、減額や後払い制の
導入も今後議論されるよ
うになった、と言われて

います。こと程に、何も
やましいことがなければ
公開することに何の支障
もないことなのです。
そのようなことから、
私達は、当会のHPに証拠
資料等を公開することに
した次第です。

公開資料の 内容

市民オンブズマンわか
やまのHPで公開する政
務活動費の資料は、

平成25年度の、
40議員（欠員2）が
使用した（会派分を
含まない）

収支報告書とそれに
添付される全証拠資料
（修正報告分含む）の
写し

です。
それらをPDF形式で
閲覧できるようにしまし
た。

閲覧資料に 至る検索方法

インターネットの検索
欄に

「市民オンブズマン
わかやま」と入力して
クリックすると当会の
トップページが表示さ
れます

表示されたトップペ
ージの「県議会議員の

H25年度の
政務活動費

収支報告書
と証拠資

料」と記載
のあるとこ

ろをクリック
すると

「和歌山県
議会議員名
簿」が表示
されます。
その名簿
にある議員
名のところ

をクリックするとその
議員の資料が表示され
ます。

公開の意義

平成25年度分は証拠資
料が添付されるようにな
ってはじめての資料であ
り、HPホームページに公
開することが予定されて
いない支出内容であるだ
けに、県民目線でチェッ

県民目線でチェ ックされた意見 の募集

だからこそ、多数のみ
なさんには是非見ていた
くことを呼びかけ、感想
を含めて、県民目線から
みた率直な意見をお寄せ
いただきたく、その募集



を致します。是非、お寄せ下さい。お寄せいただき、お見せいただき、お感想を頂きますので、ご希望の方はその旨表記して下さい。

意見・感想の送り先

メール、F a x、郵送にてお願いします。

メールアドレス wa_obz@naxnet.or.jp

F a x 073-433-2767

郵 送 和歌山市十二番丁10番地
 本山ビル3階
 市民オンブズマンわかやま 宛



この名簿の名前をクリック

チェックポイント

使用の透明性が確保できていないと思われる支出（すなわち、その証拠資料ではどのように使われたか分からないと思う支出）について、どの議員のどの支出かの具体的な指摘。

政務活動費という私達の公金から支出するべきではないあるいは、それに相応しくないとと思う支出について、どの議員のどの支出かの具体的な指摘。その他感想および意見。

引き続き募金にご協力を

未公開資料が県議会の会派分や和歌山市議会、

それにH26、27年度分の資料があります。引き続き公開を検討しています。資料の開示費用がネットクになつていきます。1枚10円とはいえ、枚数が5〜6千枚になると高い当会の財政事情では高いハードルになつていきます。今回のH25年度分の際にも募金を訴えさせて頂きましたが、公開を促進させる（開示費用に供する）ための募金を呼びかけます。ご協力をお願いします。



《ご送金先》

きのくに信用金庫本店

普通預金 0419585

名義 市民オンブズマンわかやま

じむきょくちよう はたなかまさよし
 事務局長 畑中正好

郵便局

加入者名 市民オンブズマンわかやま

口座番号 00990-7-11007

当面の予定

- 1月10日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 1月19日 PM 6:00 ~
第5回全員会議
- 1月30日 PM1:30 ~
政務調査費訴訟第3回裁判
- 2月20日 PM 4:00 ~
編集会議
- 3月 6日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月16日 PM 6:00 ~
第6回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

2件とも11月17日に裁判が行われました。この日、2件の裁判は併合されました。また、県側から主張が書面で提出されました。その主張の一部を本書2頁に掲載しています。

次回期日、1月30日(月)午後1時30分からです。



次回会員会議のご案内

日 時 1月19日(木)午後6時～
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。